

平成23年度事業計画書

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

理事会・評議員会 資料

平成22年12月9日・10日

当協会は、「容器包装リサイクル法」(正式名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、以下「容リ法」)に基づく国の指定法人として、その役割及び使命を踏まえて、積極的に事業展開する。とりわけ、当協会事業の中核は、容器あるいは包装としての、ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、の再商品化(リサイクル)である。このため、容器や包装を利用して商品を販売・輸入している事業者及び容器の製造事業者(以下、「特定事業者」)から容器包装の再商品化業務を受託し、環境負荷低減と経済合理性を追求しつつ、適正かつ効率的なリサイクル事業を推進する。併せて、国民の生活環境の保全と経済の健全な発展に寄与し、循環型社会の構築に貢献するため、容器包装廃棄物のリサイクルに関する種々の普及啓発活動を展開する。

平成23年度においても当協会では、上記の基本的考え方のもとに関係者と緊密に連携しつつ、ガバナンス(内部統治)の確立とコンプライアンス(法令遵守など内部統制)の徹底を基本として、下記に掲げる諸事業を推進する。

記

1. 容リ法に基づく“再商品化業務”の実施

再商品化業務規程(容リ法第24条)に則り、容器包装の再商品化義務を負っている特定事業者等からの委託を受け、下表に掲げる“再商品化委託単価”に基づいて、再商品化委託料金を徴収し、再商品化業務を実施する。

素材名		再商品化委託単価 (円/トン)	
		平成23年度再商品化実施委託単価	平成22年度拠出委託単価
ガラスびん	無色	4,200	0
	茶色	5,600	0
	その他色	8,900	0
PETボトル		3,600	1,500
紙製容器包装		13,000	1,300
プラスチック製容器包装		52,000	10,300

(注)“平成22年度拠出委託単価”に関しては、別項4「市町村への資金拠出の実施」参照。

2. 再商品化業務の一層の改善と円滑化

(1) 健全なリサイクルのための社会的コストの適正化

健全なリサイクルのための“社会的コストの適正化と一層の低減”に向けた取り組みを継続する。とりわけ、分別基準適合物の中で、量・費用ともに圧倒的なシェアを占めるプラスチック製容器包装の再商品化については、国の中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合等関係審議会における議論を踏まえ、平成23年度以降の入札においては、22年度に行った材料リサイクル手法の優先的取扱いの総量への上限設定の継続、材料リサイクル事業者を対象としたリサイクルの質・用途の高度化や環境負荷の低減効果、さらには事業の適正かつ確実な実施等といった項目による総合的評価について、より合理的・効果的な運用を図る。このため、総合的評価の指標については、実績値に基づいた客観的・定量的な指標となるよう一層の改善を図る等して継続する。

(2) 市町村の品質調査の厳格実施と的確な改善アプローチ

市町村から引取る分別基準適合物の一層の品質改善を図る。特に、プラスチック製容器包装に関して、品質に問題のある市町村に対しては、具体的な改善計画の策定と実施等、品質改善アプローチの働きかけを一層強める。

前年度に引き続き、市町村における品質改善に向けた取り組み支援のために、プラスチック製容器包装収集物の品質改善などをテーマとした勉強会を「出前講座」として実施する。

(3) プラスチック製容器包装リサイクルにおける環境負荷データ等効果的な情報発信

当協会が実施する再商品化事業では、対象となる市町村から排出されるプラスチック製容器包装廃棄物の量の増減や各再商品化手法の構成比の変化等により、事業全体としての環境負荷データが年々変化していると考えられることから、前年度の検討を踏まえて、再商品化に伴う環境負荷を定量的に捉えたデータを始めとする有用な情報の全体像を整理し、関係主体に向けて効果的に情報発信をおこなう。

(4) 市町村からのPETボトルの円滑な引渡し

当協会では、国内の使用済みPETボトルのリサイクルシステム維持のため、容り法の基本方針（平成8年3月25日告示、平成18年12月1日改正）に則って、全国の市町村に対して、使用済みPETボトルの当協会への円滑な引き渡しを要請していく。そのため、各市町村への訪問を継続し、当協会への引渡しメリットの説明と、引き渡し量の増加要請の活動を展開する。

平成21年度～22年度にかけて実施した中国でのリサイクルの状況に関する現地調査の結果を踏まえて、使用済みPETボトルの当協会への円滑な引き渡しの必要性について、

関係機関との共催でPETボトルリサイクルに関するシンポジウム等を開催するなど、市町村のみならず広く消費者に向けた普及啓発を強化する。

(5) オンライン申込の促進による業務の効率化

特定事業者からの再商品化委託申込み、市町村からの分別基準適合物引渡し申込みについて、オンライン利用率の一層の向上を図る。

特に、特定事業者の直接オンライン申込率は、件数ベースで見ると、平成20年度が約23%、平成21年度が約30%に対して、平成22年度は約48%となる等、ここ数年、急伸してきている。平成23年度においても、オンラインシステム(REINS)利用によるデータ管理上のメリット、利便性向上による事務合理化等について理解を求めながら一層の利用率向上による事務合理化を図っていく。

併せて、オンライン申込率の向上に対応して、委託申込内容の過去データとの比較等のためのチェックシステムを活用し、申込内容のチェック・充実を図る。

3. 容り法の適正な遂行と運用の厳格化

(1) 不正・不適正行為の防止および危機管理体制の維持強化

当協会の諸規程の遵守、とりわけ「危機管理規程」および「再商品化実施に関する不適正行為等に関する措置規程」等に基づく“不正および不適正行為の防止策”のほか、未然防止に向けて日常の危機管理体制を維持強化する。また、危機管理の対象とする事象が発生した場合には、危機管理委員会を機動的に開催し、弁護士など専門家とも連携して、迅速な意思決定のうえ的確な対応を行う。

再商品化業務の実施に当たって、再商品化事業者との契約に基づくコンプライアンスの徹底や不当利益を意図した当協会への虚偽の報告がないか等、多面的な不正防止対策を実行し、不適正行為の防止を図る。

当協会業務の中立性・公正性を確保するとともに、手続の適正性を十分に担保するために、例えば、書面審査における形式上の不備等の補正指示、審査結果の不合格理由の提示、「再商品化実施に関する不適正行為などに対する措置規程」の充実、およびこれら手続規程の一層の整備を行う。

再商品化業務に係る情報漏洩防止に関しては、情報セキュリティシステムの運用を徹底する。

自然災害など万が一の事態に備えて策定した当協会のBCP(Business Continuity Plan、事業継続計画)について定期的な確認作業を行う等、各部署での徹底を図る。

(2) プラスチック製容器包装における再商品化業務の厳格化等

プラスチック製容器包装については、他の素材と比較して多額の逆有償取引となっている

こと等もあり、再商品化業務の厳格かつ適切な履行のために、再商品化事業者との再商品化実施契約上の措置等について、以下の点を強化する。

不定期の現地検査の回数増と内容充実を図り、当協会による審査体制を質量ともに強化する。また、平成21年度から設置している不適正行為に関する“電話通報窓口”の一層の活用を図る。受け付けた公益通報については、風説流布等による業務妨害とならないよう適切に対処する。

リサイクル製品利用事業者に対して、実際に利用した量を証する書類（利用証明書）の提出を求める一方で、利用事業者の不適正行為に関する再商品化事業者の管理責任をより明確にしていくために、現地調査の拡充等により措置の実効性を確保する。

平成22年度から市町村が行うようになった関係再商品化事業者への現地確認に協力する。

（３）全ての再商品化事業者の登録判定に弁護士や消費者代表が参画

プラスチック製容器包装に係る再生処理事業者の登録審査判定で導入している消費者代表や弁護士が参画するしくみを、今後、全ての素材に係る再生処理事業者の登録審査判定に導入する。

（４）再商品化義務の不履行事業者への対応

再商品化義務の不履行事業者（＝ただ乗り事業者）のフォローに関して必要な「事業者リスト」を、定期的に主務省庁に提供していく。こうしたリストに基づく主務省庁による特定事業者の義務履行に関する指導については、その強化を要請するとともに、当該事業者から、当協会や各地商工会議所・商工会への照会に対しては、的確なフォローを行う。

商工会議所・商工会の協力のもとで、平成21年度から始めた特定事業者の集積度が高い大都市部及びその周辺で事業を営む特定事業者に広く参加を呼びかけて開催する「容り法説明会及び個別相談会」を継続・充実させ、容器包装リサイクル制度の一層の浸透を図る。

４．市町村への資金の拠出の実施

（１）改正容り法第10条の２に基づく市町村への資金の拠出

改正容り法第10条の２に基づく「市町村への資金拠出制度」に基づき、当協会から関係市町村に対して、平成22年度における容器包装のリサイクルに係る費用の想定額と現に要した費用の差額の2分の1相当額を、平成23年9月末迄に拠出する。なお、本制度により23年度に特定事業者から徴収する拠出金総額は、個々の特定事業者の22年度再商品化委託申込量に前記1「容り法に基づく“再商品化業務”の実施」の＜別表＞に掲げる素材毎の22年度拠出委託単価を乗じた額の総計となる。

(2) PETボトル等の有償入札に伴う市町村への拠出

PETボトル、ガラスびん及び紙製容器包装の再商品化委託における有償入札に係る受信管理を厳格に行い、収入については該当する個別市町村等に対して、“引き取り量”及び“再商品化委託単価”に応じた資金拠出を、引き続き実施する。

5. 容器包装リサイクルに係る“普及啓発活動の強化策”の継続と“情報公開”

(1) 「普及啓発活動の強化策」の継続実施

当協会では、国が進める公益法人制度改革に対応して平成22年4月1日に公益財団法人に移行したが、それを契機として、移行後初めての定時理事会・定時評議員会（平成22年6月）で、容器包装リサイクル普及啓発活動の一層強化する取り組みを行うことを決定した。平成23年度においても22年度の活動成果を踏まえて、さらに普及啓発の成果を上げるべく内容の充実を図り継続実施する。

(2) 容器包装リサイクル法の成果に関する積極的な情報発信

平成12年4月に容器包装リサイクル法が完全施行されてから10年が経過するが、その間、リサイクル率の向上、最終処分場の延命化、資源の有効利用促進、主体間の連携等々、さまざまな成果が上がっている。23年度においては、こうした成果について、当協会を巡るあらゆるステークホルダー、とりわけ一般市民・消費者の理解促進に向けた分かりやすい情報発信を行っていくための具体的な取り組みを推進する。

(3) 広報・広聴活動の積極展開とメディア対応

平成22年度からスタートした「広報専門委員会」のメンバーである外部の有識者や行政関係者の意見要望や具体的な改善提案等を、当協会の広報・広聴活動に積極的に反映させる。とりわけ、一般消費者に向けた「再商品化事業」に係る広報活動は重要であることから、当協会の種々の情報提供ツールの利活用を一層推進するとともに、一般消費者の理解促進に多いに資するような情報発信の方策を工夫充実させる。

容リ法の対象8素材の関係団体で組織する3R推進団体連絡会との情報交換を実施し、リデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再商品化）の3Rの広報展開に関する意見交換や検討を行う。

新聞・テレビ・雑誌等マスメディアからの取材要請には積極的に対応し、容リ法に基づく諸施策や当協会が行う容器包装リサイクルに関する業務の具体的内容等について、社会一般への認知度向上を促進する。

(4) 協会ホームページを通じた分かりやすい情報発信と情報公開

平成23年度は、年間100万アクセスを超える当協会ホームページについて、全国の市町村や商工会議所・商工会のホームページとの広範なリンクを通じて、全国的な情報発信インフラを整備する。それと同時に、市民・消費者向けコンテンツ“わたしのまちのリサイクル”によって、市町村毎の容器包装の再商品化の流れや最終的にどのような製品にリサイクルされているのか等、容器包装リサイクル制度による資源循環の情報を、写真や画像などをふんだんに使いながら、視覚的かつ分かりやすい情報提供を行っていく。

子供向けページでの学習用コンテンツの制作や、特定事業者が必要とする情報（容器包装リサイクル制度・再商品化委託費計算方法等）コンテンツをわかりやすく発信する。

当協会ホームページを通じて、再商品化義務履行者リスト、指定保管施設ごとの落札単価、個別特定事業者からの同意を得た上での事業者毎の再商品化委託料金、協会をめぐる量・金額のトータルフロー等の有用な情報開示を推進し、情報提供ツールとしての一層の活用を図る。

(5) 会報「協会ニュース」及び広報用パンフレット・ビデオの一層の活用

「日本容器包装リサイクル協会ニュース」（季刊）については、読み手のニーズを反映したわかりやすい誌面づくりと内容の充実を図りつつ、特定事業者、自治体および関係業界等に対して、容器包装リサイクルの実施状況や容り法の解釈、運用に関する情報を提供していく。

当協会が作成する種々の広報用パンフレット・ビデオ等を活用した啓発活動、とりわけ容器包装プラスチックのリサイクルに関する理解促進のために作成している各種パンフレットの有効活用を図る。また、平成22年度に作成した“リサイクルのゆくえ”を示すDVD映像「ど～なる？こ～なる！リサイクル」についても、普及啓発のツールとして有効活用を図る。

(6) 各種説明会等による普及・啓発

市町村説明会、特定事業者向け説明会・個別相談会、再商品化事業者登録説明会、再商品化に関する入札説明会、再商品化業務手続に関する説明会等、各種説明会の開催を通じて容器包装リサイクル制度の適正な実施を図る。

国や自治体、事業者団体、消費者団体等が主催する諸会合・セミナー等への当協会役職員の講師派遣を通じて、改正容り法に基づく主要事項（排出抑制の促進、市町村への拠出金制度、PETボトル等容器包装廃棄物の市町村から当協会等への円滑な引渡し、ただ乗り事業者対策の強化等）について周知を図る。また、日本商工会議所及び全国商工会連合会が主催する、各地商工会議所・商工会事務局の容り法担当職員向け研修会に講師派遣を行う。

(7) 各種イベントへの後援・協賛と参加

国や自治体あるいは各種団体が主催もしくは後援する容器包装リサイクルをはじめとする環境問題に関するリサイクルフェア等について、素材別のリサイクル推進協議会・促進協議会と連携しながら後援・協賛又は参加する。

6. 関係主体間の共創の推進

再商品化事業の適正な推進に向けて、特定事業者、再商品化事業者、再商品製品利用事業者、市民、市町村等関係主体との、さらなる信頼の確立とより緊密な連携強化を図る。

(1) 主体間連携に向けた取組みの強化

プラスチック製容器包装の再商品化手法に係る中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合の取りまとめ（平成22年8月2日）を受けて、容器包装の製造時の環境配慮設計（= DfE : Design for Environment）と分別排出・収集を容易にすることが可能かどうかを検証するため、関係主体が個別具体的な事例を元に意見を整理する場を当協会に設ける。

(2) 国内関係機関との連携

容器包装リサイクル制度の円滑な実施を図るため、主務省庁、（社）全国都市清掃会議との情報交換会（情報連絡会議）を定期的を開催するとともに、素材別のリサイクル団体等との連携を強化し、必要に応じて調査事業を委託あるいは共同で実施する。

(3) 外国関係機関との交流

海外におけるリサイクル事情の把握のために、諸外国のリサイクル関係機関との交流等を適宜実施する。とりわけ、廃PETボトルに関しては、ここ数年、海外の市況変動の大きさや中国等への輸入動向等大きな波にさらされた経緯もあることから、日本国内における廃PETボトルのリサイクルシステムの健全な維持が喫緊の課題となっている。このため、21、22年度に引き続き、中国における廃PETボトルを巡る諸情勢の把握と情報収集を行うため、中国の政府関係機関や処理事業者等を訪問調査する。

7. 事務局業務の改善とエコ活動の推進

(1) 特定事業者等からの意見・提案への積極対応を通じた業務改善の推進

当協会業務において、特定事業者等関係主体に対しきめ細かな対応を心がけるとともに、コールセンターに寄せられる特定事業者等関係主体からの様々な意見・提案や苦情・クレーム等については、協会業務に係る重要な改善の手掛かりと位置づけ、22年度から協会内に新たに設置した「業務改善検討会」を通じて積極的な対応を行う。

(2) 事務局内における3R推進・エコ活動への取り組み

事務局における3R推進やエコ活動として、平成21年度から取り組んでいる“紙使用量の削減”はもとより、事務局内の3R推進やエコ意識の高揚のための取り組みを継続していく。また、日常業務の中で購入する製品・備品・消耗品などについて、環境への負荷ができるだけ少ないものを選ぶ等の“グリーン購入”への取り組みも引き続き行う。

8. 公益財団法人として相応しいガバナンスの確立とコンプライアンスの徹底

平成22年4月1日に公益財団法人に移行した当協会は、容器包装リサイクルに関わる消費者、事業者、市町村、国、関係機関あるいは学識経験者など幅広い層から、従前にも増して支持され信頼される公益法人となるべく、ガバナンスの確立とコンプライアンスの徹底を図り、外部からの信頼に応えられるよう組織運営を行っていく。

(1) ガバナンス（内部統治）の確立

新公益財団法人に移行して2年目を迎える平成23年度においても、業務執行の役割を担う「理事」、理事の業務執行を監督する役割を担う「評議員」、さらに協会業務全体の監査権限が強化された「監事」、これら三者の相互の牽制機能が十分機能するような業務執行体制の構築に努めるとともに、併せて、外部に対しての説明責任を果たすべく、的確・公正な情報公開を徹底し、ガバナンス（内部統治）の確立を図る。

(2) コンプライアンス（法令遵守など内部統制）の徹底

“民による公益の増進”という新しい公益法人制度の趣旨を、今後の当協会の組織運営及び事業展開に如何に反映させていくのか等、事務局全体の理解促進を通じて、当協会事業の適正な運営を図る。このため平成23年度においても、当協会の諸規程について、役職員全員に改めて周知徹底するためのセミナーや研修会を実施するなど、コンプライアンス（法令遵守など内部統制）の徹底を図る。

以上